

アクティビティノート <第 291 号>

2021年4月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
 - 1-1 2021年4月度相談受付件数 ……p.2
 - 1-2 受付相談事例および内容の紹介 ……p.3～9
2. ちょっと注目 『ヘアカラーの前には
パッチテストを忘れずに』 ……p.10～11
3. コラム 『製造物責任（PL）法に関連したよくある問い合わせ
～PL法とメーカー保証～』 ……p.12

TOPICS

**ヘアカラーの前にはパッチテストを忘れずに**

ヘアカラーはアレルギー性接触皮膚炎を引き起こすことがあります。誰もが発症する訳ではありませんが、誰もが発症する可能性があります。発症を防ぐには、面倒でも毎回必ず使用前にパッチテスト（アレルギー性試験）を行い、異常がないことを確認する必要があります。

**製造物責任（PL）法に関連したよくある問い合わせ
～PL法とメーカー保証～**

PL法に関連した“よくある問い合わせ”を紹介して行く連載コラム。今月度は「PL法とメーカー保証」について取り上げました。

1. 相談業務

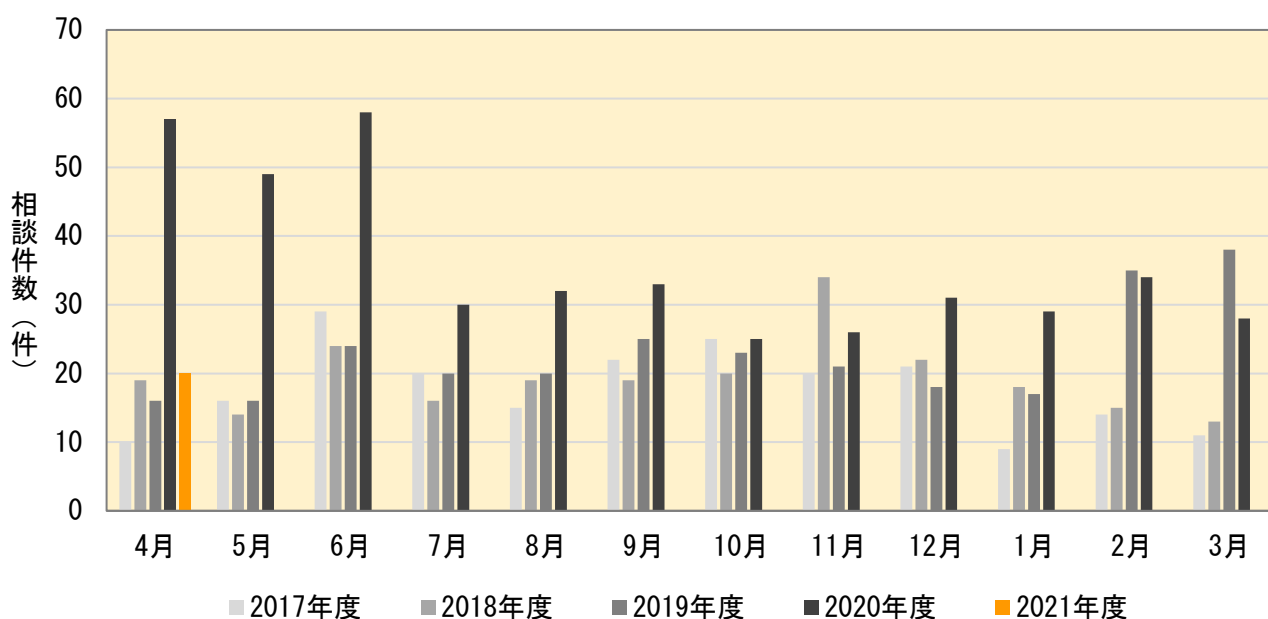
1. 1 相談受付件数

2021 年 4 月度相談受付件数 (3/29~4/26 実働:20 日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	4	1	1	5	0	11	55%
消費生活 C・ 行政	3	0	0	3	0	6	30%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	3	0	3	15%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	7	1	1	11	0	20	
構成比	35%	5%	5%	55%	0%		100%

相談内容区分(改定 2008 年 8 月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (2017~2021年度)

1. 2 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしていきます。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快とを感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしていきます。

◆品質クレーム関連相談

- ◆ <エコバッグから泡が出た> 100円ショップで購入したエコバッグが雨に濡れると泡立つ。同じものを5個購入していたので、未使用品を水洗いしてみると、どれもかなり泡立つことが確認できた。販売店経由で製造業者に苦情を申し出たところ、泡立つ原因は素材のポリプロピレンに練り込まれている界面活性剤が溶け出たためとのことで特に問題視していないようであった。販売店は返金に応じているが、界面活性剤が溶け出たとの説明は本当なのか。また、そうだとすると問題ではないのか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。<消費者>

⇒一般にプラスチック製品は製造時の生産性向上、製品の品質向上のため、必要に応じて様々な物質が添加されており、プラスチック製品が静電気を帯びるのを防止する目的で界面活性剤が使われることがあります。この際、界面活性剤はプラスチックに練り込まれていますが、その一部が表面に滲み出して、プラスチック製品が静電気を帯びて汚れるのを防止します。お問い合わせの件は、帯電防止目的で使われた界面活性剤の種類や量により泡立ちが発生したものと思われます。お伺いしたところ、具体的な被害は発生しておらず、あくまでも品質上の問題と考えられます。製造業者に品質に対しての見解を尋ねてみてはいかがでしょうか。

◆事故クレーム関連相談

- ◆ <消臭芳香剤で棚が黄変> 「〇〇社の置き型タイプのトイレ用消臭・芳香剤△△を使用。2つ目に交換しようとした際に、置いていた棚が△△の回り15cmくらい黄色く変色していることに気が付いた。製造メーカーに連絡したところ、「掃除してください」と言われただけで原因についての説明は全くなかった。変色する原因が何かを知りたい」との相談を受けている。化学製品PL相談センターで原因がわかるか。<消費生活C>

⇒当センターは個別の製品についての情報は持ち合わせておらず、原因についての確実な回答はできかねます。製造メーカーが答えるべきものと思われますので、貴センターから製造メーカーに問い合わせて、原因などの詳細を確認されてはいかがでしょうか。一般的には、消臭・芳香剤の内容液がこぼれたり、揮発した香料成分が濃い状態で接触した場合、家具などの塗装面が損傷を受け、変色や傷みを生じることがあります。

- ◆ <赤ちゃんの頭の変形を矯正する治療中に皮膚トラブル> 「赤ちゃんの頭の変形を矯正する

治療でヘルメットを使用中に子供の皮膚が赤くなり、目も腫れてきた。ヘルメットの手入れとして病院で勧められた除菌スプレーを使用している。スプレーの成分は二酸化塩素とあるが、皮膚トラブルの原因と考えられるか」との相談を受けている。どうなのか。〈消費生活 C〉

⇒赤ちゃんの肌はバリア機能が弱くデリケートなため、かぶれやあせもが生じやすい状況にあります。このため、頭蓋変形のヘルメット治療中に皮膚トラブルが起こる可能性はあるようです。しかし、当センターで二酸化塩素が原因かどうかはわかりかねます。まずは、担当の医師に相談するようアドバイスされてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈近隣で使用されているエタノールの臭いで体調不良〉 「近隣で消毒用に使用されているエタノールの臭いに過敏に反応し、体調が悪くなるがどうすればよいか」との相談を受けている。化学製品 PL 相談センターで対応してもらえるか。〈消費生活 C〉

⇒人によっては消毒剤として使われているエタノールなどのアルコール類に過敏に反応し、体調不良や皮膚刺激症状を発症することがあります。医師の診断に基づく対処が必要と思われるので、医療機関を受診して相談してみるようにアドバイスされてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈液漏れしたニッケル水素充電電池を触って手にしびれ〉 ニッケル水素充電電池が液漏れしていたことに気が付かず手で触ってしまった。直ぐに手は洗ったが手にしびれがあり、しびれは手首まで広がってきている。皮膚の見た目に変化はない。充電器は国産の〇〇社製であるが、液漏れした充電電池は中国製である。液漏れした充電電池を触ると、このような症状が出るものなのか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒ニッケル水素充電電池は充電して繰り返し使用できる小型二次電池です。正極にニッケル酸化物、負極に水素化合物を用い、電解液には水酸化カリウム水溶液などが使用されています。電解液の水酸化カリウムはアルカリ性で強い腐食性があり、皮膚に触れると化学やけどを起こす、眼に入れると眼を損傷し失明してしまう危険性があります。このため液漏れ処理をする際には、漏れ出した液に直接触れないようにする注意が必要です。お伺いしたところ、皮膚に変化はみられないとのことから、液漏れがしびれに関係しているかはわかりかねます。医療機関を受診されることをお勧めします。

- ◆ 〈集合住宅の改装に伴う塗装で体調不良〉 4ヶ月ほど前、自宅のある賃貸集合住宅で一部改装に伴う塗装工事があった。朝、4階にある居室内に溶剤臭がしてきたので、外に出てみると、1階の内階段で業者が塗料を攪拌しており、そこから溶剤臭が漂ってきていた。共用部の窓が閉めたままだったので、慌てて窓を開け放って4階の居室に戻った。その後、体調不良になりベランダで新鮮な空気を吸うようにしたが収まらず、呼吸困難となり救急車を呼び病院に搬送された。塗装工事はその後も続いており、2日後に同じ症状で再度救急搬送された。病院での検査では異常は認められなかったが、塗装工事に使われた塗料やシンナーの影響と考えている。塗装工事前告知はなく、換気への配慮等が不十分なずさんな作業が行われたことで有害物質にばく露したのだろう。工事業者に使用した塗料やシンナーの製品名と安全データシート(SDS)、取扱説明書の提出を求めたが、提出されるまでに時間が掛かり、誠実さに欠ける対応であった。使われていたのは、〇〇社の1液型ウレタン樹脂塗料△△とシンナー□□のことであった。自分が体調不良に陥った理由を知りたい。また、ずさんな作業が被害を引き起こ

したことを証明して、工業者に改善と補償を求めたい。〈消費者〉

⇒当センターは医療機関ではありませんので、身体症状と製品との因果関係の有無を判断することはできかねます。〇〇社の△△は油性の 1 液型ウレタン塗料で、建築用塗料としてよく使われている製品です。使われている成分の詳細までは分かりかねます。また、□□はミネラルスピリットを主成分とした弱溶剤系シンナーであり、比較的臭いの弱い製品です。使用された製品の SDS が入手できたようですので、それを持って診察を受けた医師に相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈二段ベッドから発生するホルムアルデヒドで体調不良〉 1 か月ほど前に、インターネット通販で〇〇社の二段ベッドを購入した。スウェーデン製でホルムアルデヒドの放散量は F☆☆☆☆ と少ないものである。下段に寝ると刺激臭があり、眼にも沁みるような刺激を感じる。ホルムアルデヒドの発生量を家庭用の簡易測定器で計った所 2. 0 mg/m³ 検出された。二段ベッドを屋外に出すとホルムアルデヒドは検出されなくなり、刺激臭も感じなくなった。〇〇社に返品を申し出たところ、送料は自分持ちで応じて貰えることになった。1 ヶ月ほど使っていたことになるが、後々身体に影響がでるようなことはないだろうか。〈消費者〉

⇒ホルムアルデヒドはシックハウス症候群の原因となることが知られています。シックハウス症候群は、一般的にホルムアルデヒドなどの原因物質によるばく露環境にいる時に症状が現れ、それ以外では症状が回復するとされています。お伺いした話では、ベッドを屋外に出したことで、臭いも症状も消えているとのことですので、過度に心配する必要はないでしょう。何らかの症状が残る場合には、医療機関に受診することをお勧めします。

- ◆ 〈ソファに複数の消臭製品を使用し臀部や背中に痒み〉 7 ヶ月ほど前、ソファの臭いを取ろうと思い、スプレータイプの消臭剤〇〇を使用した。しかし取れなかったため、スプレータイプの洗浄剤△△を使用し、更に二酸化塩素系の液体除菌スプレー□□を使用した。どれも、規定の使用量よりも大量に使用した。その後、ソファに座ると臀部や背中に痒みを感じるようになった。皮膚科を受診したところ、症状は「かぶれ」で、原因物質との接触を絶たないと直らないと言われた。しかし、原因物質が何かについては何も言われなかった。投薬治療により症状は改善したが、未だに若干の痒みが残っている。自分としては、3 つの製品のどれか、またはそれらの成分が反応して生成した物質が「かぶれ」の原因ではないかと考えている。ソファは既に廃棄してしまったが、ソファに座ることで衣類に原因物質が移り、継続する痒みの原因となっているのではないかと思うがどうだろうか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒お伺いした話から「かぶれ」の原因物質は判断しかねます。一般的な刺激性接触皮膚炎による「かぶれ」は原因物質と直接接触した部位に発症しますが、本件の場合、衣類を通しての間接的な接触でしかなく、消臭のために使用した 3 つの製品が原因とは考えにくいところです。しかし、アレルギー性接触皮膚炎の場合、接触部位を越えて症状が現れることがあります。皮膚科医にご使用になった製品を見せて、見解をお聞きになってみてはいかがでしょうか。

◆クレーム関連意見・報告等

- ◆ <香料の過剰な使用を止めて欲しい> 自分は化学物質に過敏な性質で、香料のニオイで体調不良になる。以前よりは良くなっているが、身の回りには様々なニオイが溢れていて、その多くは化学的に合成された香料である。こういったものは、生きていくうえで不要なものなので、製造業者に使用を止めるように規制してほしい。化学製品 PL 相談センターは他の相談機関で紹介された。〈消費者〉

⇒当センターは民間の機関であり、事業者を指導できる立場にはありません。お伺いした内容は月次報告「アクティビティノート」や年度報告書に、情報源が特定されない形で公表し、また関係する業界へ伝える等、情報の共有化を図ってまいります。

◆一般相談

- ◆ <二酸化塩素の新型コロナウイルスに対する効果について> 二酸化塩素を有効成分とした製品の新型コロナウイルスに対する効果について市民から相談を受けることがある。二酸化塩素の新型コロナウイルスに対する効果はどのようなのか。〈消費生活 C〉

⇒独立行政法人国民生活センターが昨年 (2020 年) の 5 月 15 日に報道発表した「除菌や消毒をうたった商品について正しく知っていますか? -新型コロナウイルスに関連して-」によると、「二酸化塩素は、新型コロナウイルス対策として消毒に活用することの有効性については、現時点では確認されておりません」とされています

(http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20200515_2.pdf)。また、家庭用の二酸化塩素製品は医薬品としての認証を受けているものではなく、あくまでも雑貨品として売られているものです。そういった事柄を認識の上で、個別の製品の性能や品質等については、製造メーカーに直接お問い合わせになるとよいでしょう。

- ◆ <シャンプーの成分について> 「購入したボタニカルシャンプーの表示成分にラウレス硫酸ナトリウムとある。硫酸は危険なイメージがあり使用するのが不安になった。製品は店頭で購入した物であるが、製品表示には会社名だけで連絡先の記載がなく問い合わせができない」との相談を中高年の女性から相談を受けている。ラウレス硫酸ナトリウムはどのような目的で配合されているのか。〈消費生活 C〉

⇒ラウレス硫酸ナトリウムと硫酸は全く異なる化合物です。ラウレス硫酸ナトリウムは界面活性剤の一種で、洗浄剤の主基剤や発泡剤としてシャンプー、洗顔料、化粧品などに広く使われています。一方、硫酸は強い酸性の液体で、皮膚や粘膜に対し高い腐食性があり、下限濃度 10%以上の硫酸は毒物および劇物取締法の劇物指定を受けています。両者は全く異なる化合物であり、ラウレス硫酸ナトリウムに関しては、安全性に問題があるということはありません。

- ◆ <化学物質過敏症の方の相談窓口について> 当消費生活センターで化学物質過敏症の相談を受けることがあるが、化学物質過敏症についての知見がない。また、行政機関であるため、専門の医療機関や相談機関を紹介することもできない。化学物質過敏症の相談があった場合、化

学製品 PL 相談センターで対応もしくは相談機関の紹介をしてもらえるか。〈消費生活 C〉

⇒当センターとしても、特定の医療機関や相談窓口を紹介することはできません。化学物質過敏症はその発生機序が未だ明らかにされておらず、治療法も確立されておらず、症状の改善や治療に関する知見もなくお答えしかねます。当センターとしては、お伺いした内容を月次報告「アクティビティノート」や年度報告書に、情報源が特定されない形で公表し、また関係する業界へ伝える等、情報の共有化を図ってまいります。それでもよろしければ、当センターをご紹介ください。

- ◆ 〈台所用漂白剤の界面活性剤濃度について〉 新型コロナウイルス対策として、塩素系漂白剤で物品の除菌をしようと思う。塩素系漂白剤を薄めた液で拭いた後に水拭きをする必要があるかどうかを検討している。塩素系漂白剤の主成分である次亜塩素酸ナトリウムは分解して塩化ナトリウムになると聞いたが、界面活性剤はそのまま残るのではないか。市販されている台所用塩素系漂白剤〇〇の界面活性剤含有量はどのくらい分かるか。〈消費者〉

⇒当センターは個別の製品の配合組成等の詳細情報は持ち合わせておりません。〇〇の製造メーカーにお尋ねください。一般的に、次亜塩素酸ナトリウムには酸化作用があり、金属を腐食させることがあります。また、塩素系漂白剤の液性はアルカリ性であり、薄めた液でも皮膚に対する刺激性を有していますので、塩素系漂白剤による除菌の後は水拭きをするをお勧めします。

- ◆ 〈まぜるな危険について〉 3ヶ月前に25歳の息子が自宅で倒れて病院で検査を受けた。原因は分からなかったが、今は回復して元気になっている。自分もその場に居合わせたので、その時のことを思い出してみると、自分は、キッチンでまな板に塩素系漂白剤をかけて置いてた後にシンクで水洗いをしており、近くに息子がいた。シンクの隅には食品カスなどが残っていたが、この食品カスと塩素系漂白剤が混ざって有害なガスが発生したことが倒れた原因ではないだろうか。担当医師に尋ねたが、もしそうであれば、その場にいた他の人も影響を受けているはずであり考え難いとの見解であった。まな板を洗い流した時に塩素系の製品の臭いはしたが、特に刺激臭などの異臭は感じなかった。自分としては有害なガスが発生したことが原因との確証を得て再度、医師に相談したいと思っている。どうなのか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒塩素系漂白剤は他の製品と混ざり液性が酸性になれば、有害な塩素ガスが発生する可能性があることが知られています。食品の中には、クエン酸など酸性の成分が含まれているものもあり、それらと混ざることによって液性が酸性に傾けば、有害な塩素ガスが発生する可能性があります。塩素ガスは強い刺激臭のある黄緑色の気体ですが、体に影響の出ない濃度(ばく露限界値以下)でも臭気により発生の有無を検知できます。お伺いしたところ、作業されていたご本人が異臭を感じられていないことから、塩素ガスが発生したとは考え難いところです。

- ◆ 〈部屋の中の異臭について〉 最近、部屋の中の異臭が気になるようになった。どこから臭っているのかは特定できていないが、カビや化学物質のような臭いである。自分はモノを溜め込む性質であり、部屋の中には、様々なモノを入れた複数のダンボール箱を、封をして長期間保管している。ダンボールが異臭を放つことはあるか。化学製品 PL 相談センターはインターネ

ットで知った。〈消費者〉

⇒当センターでは異臭の原因はわかりかねます。ダンボール箱で長期間保管されているとのことですので、温度や湿度などの環境によってカビが発生することも考えられます。ダンボールを開けて中身を確認してみてもいいかもしれません。

- ◆ 〈耳栓に使用されている抗菌剤について〉 いつも使用している耳栓のパッケージが変わったので、内容に変更がないか販売事業者にお問い合わせしたところ、新たに抗菌剤としてイミダゾールとチアゾールが製品表面に塗布されたとのことであった。パッチテスト等の安全性評価はされているとのことだが、自分は化学物質に過敏な性質で、微量の化学物質でも体調不良となることがあり心配である。購入した耳栓はまだ使っていないが使っても大丈夫だろうか。

⇒イミダゾールとチアゾールの安全性情報を調べたところ、アレルギー性については両者ともデータがなく分類できないとなっていました。また、繊維製品等に使われている抗菌剤による皮膚障害の報告を当たってみました。イミダゾールとチアゾールの事故事例はありませんでした。一般的に、肌に直接触れる製品の場合、アレルギー性や皮膚刺激性を考慮して添加剤が選定されています。販売事業者に安全性評価の詳細をお尋ねになって、納得の上でご使用になってはいかがでしょうか。

- ◆ 〈安定化二酸化塩素で身体を拭いた影響〉 陰茎に痛みを伴わない違和感がある。1ヶ月ほど前に安定化二酸化塩素を主成分とする除菌剤で陰茎を拭いたことがあり、その時は何ともなかったが、これが原因で後々神経系に影響が出ているのではないかと心配している。自分は慢性前立腺炎の既往歴があり、今回の症状についても泌尿器科に受診している。安定化二酸化塩素の影響が否か、化学製品PL相談センターでわかるか。〈消費者〉

⇒当センターは医療機関ではありませんので、安定化二酸化塩素と症状の因果関係はわかりかねます。泌尿器科に受診しているとのことですので、そちらに相談されてはいかがでしょうか。一般に安定化二酸化塩素は亜塩素酸ナトリウム溶液を主剤とした組成物で、最終製品である除菌剤は、pHを中性から弱酸性にコントロールすることで、除菌成分である二酸化塩素を徐放するように設計されています。濃度が低く設定されていることもあり、皮膚等への刺激性は抑えられているようです。お伺いした話から安定化二酸化塩素除菌剤が影響している可能性は低いと思われます。当該製品は雑貨品であり、身体の殺菌消毒に用いるものではありません。今後は使用しないようにしてください。

- ◆ 〈フロンの廃棄方法について〉 弊社は不動産事業者である。弊社が購入した物件にフロン20Kgと記載されている容器（高さ約70cm、直径約50cm）が残されていた。処分方法を知りたくて、表示に記載されていた製造メーカーにお問い合わせしたところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈事業者〉

⇒フロンの廃棄については、フロン排出抑制法で規制されており、都道府県に登録された専門の事業者には依頼する必要があります。環境省のフロン排出抑制法ポータルサイト

(<https://www.env.go.jp/earth/furon/contact/index.html>) に「事業者所在の各都道府県フロン排出抑制担当部局課室」の一覧が掲載されておりますので、所有される物件の所在地の問い合わせ先に相談してください。

- ◆ <塩ビの床材の分析について> 弊社は住宅のリフォーム関連の会社だが、顧客からポリ塩化ビニル製の床材にシミが生じたとの苦情を受けている。原因解明のため、床材の化学分析をして貰える機関を探しているが化学製品 PL 相談センターで受けてもらえるか。<事業者>
⇒当センターは化学分析等の業務は行っておりません。独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) のウェブサイト「原因究明機関ネットワーク総覧」として、全国の分析機関のリストが掲載されています
(<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html>)。それを参考に、ご自身でお調べください。なお、費用は自己負担となります。
- ◆ <労働安全衛生法の対象成分のラベル表示について> 弊社は接着剤の製造メーカーである。このたび、建築用に販売している製品の成分が労働安全衛生法の対象物質であるため、安全データシート (SDS) に基づいてラベル表示を作成中である。危険有害性情報について、SDS に記載している内容を全てラベルにも記載すべきか。省略できる内容があるか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。<事業者>
⇒日本では、化管法、安衛法、毒劇法による規制があり、対象となる化学物質やその混合物の提供者は、製品へのラベル表示と安全データシート提供が義務付けられています。ラベルや SDS に表示すべき項目については、JIS Z 7253「GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示および安全データシート (SDS)」に記述内容が標準化されています。当該規格に準拠した記載を行えば、法律で定められた項目が網羅されることになっています。項目の一部省略についても当該規格で定めており、GHS 分類に従い分類した結果、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合、省略可能となっています。したがって、具体的には提供者が当該規格を確認し、提供者の責任において判断していただくこととなります。



ヘアカラーの前にはパッチテストを忘れずに

髪を染めることは、身だしなみとしての白髪染めだけでなく、ファッションの一部として定着しており、老若男女を問わず広く行われています。毛染めにはヘアカラーと呼ばれる永久染毛剤が使われることが多いのですが、ヘアカラーは人によってアレルギー性接触皮膚炎を発症することがあり、使用に際しては注意を要します。

ヘアカラーは酸化染毛剤ともいい、他の染毛剤に較べて色落ちが少なく、一回の染毛で通常は2～3ヶ月色持ちします。この効果の



秘密は、染毛成分として用いられている酸化染料にあります。酸化染料は毛髪の内部で過酸化水素水等の酸化剤によって酸化されることで発色します。毛髪を芯から染めるので色落ちが少なく長時間色持ちするのです。代表的な酸化染料としてはパラフェニレンジアミン、メタアミノフェノール、パラアミノフェノール、トルエン-2, 5-ジアミン等がありますが、これらの物質はアレルギー性接触皮膚炎を引き起こしやすい物質でもあるのです。

アレルギー性接触皮膚炎は誰もが発症する訳ではありませんが、それまで一度もかぶれたことがなくても、長期にわたり使用を繰り返すうちに身体の中に抗体ができて、ある日突然アレルギー反応を起こす可能性があります。これを防ぐには、面倒でも毎回必ず使用前にパッチテスト（アレルギー性試験）を行い、異常がないことを確認した上で使用する必要があります。また、使用によりかゆみや腫れ、刺激などの異常を感じた場合はすぐに使用を止めなければなりません。消費者安全調査委員会が 2015 年に行った調査では、「カラーリング剤によってはアレルギー症状を起こす可能性がある」ことを知っている人は 62.1%でした。過半数の方が知っていると答えています。知らない人が 37.9%もいるという事でもあり、更なる周知が必要です。また、「セルフテストは知っているが、実際に行ったことはない」とする人が 68.0%もいて、知っていても面倒なのでやっていないのが実情であることが窺えます。よく知らなかったり誤解していたりすれば、正しい行動には繋がりません。まずは、ヘアカラーによるアレルギーについてよく知って、正しい行動に結びつけることで、未然に事故を防ぎましょう。

接触性皮膚炎にはアレルギー性と非アレルギー性がある

ヘアカラーによる接触性皮膚炎は一般に「かぶれ」と呼ばれており、具体的な症状としては痛み、かゆみ、発赤、水泡、腫れなどがあります。アレルギー性のものと非アレルギー性のものがありますが、どちらも症状は同じで症状だけでは見分けが付きません。

アレルギー性接触皮膚炎は感作（アレルゲンに接することで抗体ができて次の接触性アレルギーを発症する状態になること）が成立した人のみが発症しますが、一旦感作が成立すると原因物質（アレルゲン）に触れるとその都度発症するようになります。症状には個人差があり、最初のかゆみを感じたり皮膚に赤みが生じたりする程度であっても、繰り返し使用することで重症化し、接触部位を

超えて症状が現れ、日常生活に支障を来すほど重篤な症状を呈することがあり注意を要します。アレルギー性接触皮膚炎の発症や重篤化を防ぐには、症状が軽いうちにアレルギーに気付きヘアカラーの使用を止めることに尽きます。

これに対して、非アレルギー性のもは刺激性接触皮膚炎と言ひ、原因物質の化学的な刺激により発症します。ヘアカラーには過酸化水素水、アンモニア水、アルコール類等の刺激性のある成分が含まれており、これらが原因物質となり得ます。刺激性接触皮膚炎は誰にでも起こり得るもので、使用時の皮膚の状態によって起こったり起こらなかったりします。また、症状が出るのは接触した部位に限定されます。

アレルギー性か非アレルギー性かの見極めは素人には難しく、何らかの異常を感じたら皮膚科に受診するのが一番です。あえて両者の違いを挙げるとすると発症までの時間になります。刺激性接触皮膚炎は症状が現れるのが早く、使用した当日のうちに発症することが多いと言われています。これに対しアレルギー性接触皮膚炎は遅延型アレルギーの一種であり症状の発現が遅く、使用の翌日以降に発症することが多いようです。そのため、ヘアカラーが原因と気付きにくく、使用を継続して長年症状に悩み続けるといったこともあるようです。

アナフィラキシーに注意

アナフィラキシーとは急性のアレルギーで、アレルゲンと接触した後に、極めて短時間に全身に症状が現れます。皮膚の痒み、蕁麻疹、声のかすれ、くしゃみ、喉のかゆみ、息苦しさ、動悸、嘔吐、意識の混濁等で、これらの症状が激しく全身に起こると、頻脈、虚脱状態、意識障害、血圧低下、気管支痙攣等のショック症状を呈して致死的な経過をたどる場合があります非常に危険です。稀にはありますが、ヘアカラーでもアナフィラキシーが起こることがあり注意を要します。

ヘアカラーにありがちな誤解

ヘアカラーにありがちな誤解として次のようなものがあります。

①症状が軽いので問題ない。②症状が治まるまでは毛染めを控えたので問題ない。③症状がでたら、同じ製品は使わず、メーカーを変えたり、番手を変えたりすれば問題ない。④自宅で染めずに理美容院で染めるので問題ない。

非アレルギー性の刺激性接触皮膚炎の場合、頭皮の状態や体調の影響を受けますので当てはまる場合もありますが、アレルギー性接触皮膚炎は一度発症したら繰り返します。症状が軽いからと言ってだまされだまされ使用していると次第に重篤化し、アナフィラキシーを発症する恐れもあります。また、ヘアカラーの染毛成分である酸化染料が原因なので、メーカーや番手を変えたからと言って改善される問題ではありません。また、毛染め技術の問題ではないので理美容院で染めたからと言って発症しないという事はありません。

ヘアカラーによる事故をふせぐために、製品の使用上の注意を守り、使用前には必ずパッチテストを実施して問題ないことを確認の上ご使用ください。

参考にした情報

1) 「毛染めによる皮膚障害」、消費者安全委員会、平成 27 年 10 月 23 日

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_008/pdf/8_houkoku.pdf



製造物責任（P L）法に関連した よくある問い合わせ ～ P L 法とメーカー保証～

事業者の方から、自社で扱っている製品に設定している保証期間は、P L 法でどう解釈したらよいかという質問を受けます。例えば下記のような問い合わせです。

自分一般向けにある製品を販売している。製品の保証期間は 1 年としているが、保証期間を過ぎた後で製品が何らかのトラブルを起こし、使用者に身体被害や財産被害を負わせてしまった場合、製造物責任を免れることができるのか。



自社が定めた保証期限を過ぎて何らかの製品トラブルが生じた場合、製造物責任を免れることができるのかといった内容です。

まず、メーカー保証と製造物責任はまったく別のものであることを認識してもらわねばなりません。製造物責任（P L）法は、「製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任」について定められた法律であり、損害賠償請求権は「その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過した時」に消滅する（＝長期の消滅時効）とされています。また、「被害者又はその法定代理人が損害賠償及び賠償義務者を知った時から三年間行使しないとき」にも消滅します（＝短期の消滅時効）。ポイントは製造物の欠陥による生命、身体、財産への拡大被害を対象としていることであり、製造物自体の破損や品質劣化などの、拡大被害を伴わない品質トラブルは対象としていません。

これに対し、メーカー保証とは製品そのものの品質について、設計通りに作られた間違いのないものであることを保証したものです。保証の内容は製造業者等が決めることですが、欠陥による拡大被害については P L 法の規定がありますので、一般的には品質の保証と考えて良いでしょう。

上記の問い合わせに対しては、製造業者等が設定した保証期間では製造物責任を免れることは出来ないということになります。

それでは P L 対策はどう考え、どう対処したらよいでしょうか。まず、どのような製品で P L 対策が必要となるかを検討する必要があります。それは、その製品の属する分野から見て、他の類似製品に比し、相当早い有害化が想定されるものや、その有害化の内容が重大な危険をもたらす可能性が高いもの、その製品が有害化したことが外観だけではわかりにくいものと考えて良いでしょう。このような場合は、製品安全の観点から何らかの安全措置を講じる必要があります。それができない場合は適切な「警告表示」を行う必要があります。その製品または製品の部品・成分等がどれだけの期間でどのように劣化し、それがどのように安全性に関係するかを、わかりやすくはっきりと表示しておくべきでしょう。逆にそうしないと、製品事故が生じた場合に「指示・警告上の欠陥」とみなされる可能性があります。

化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
- ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください)
- ・お申し込みはE-mail (PL@jcia-net.or.jp) で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。
①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話させていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当：登坂(トサカ))

アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル

TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604

URL : <http://www.nikkakyo.org/plcenter/>

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。